

政府への農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書提出に関する請願

1 趣 旨

米価が生産費を大きく下回る水準に下落し、多くの稲作農家が、これではつくり続けられないという状況が生まれている。また、安い米の定着によって、生産者だけではなく、米の流通業者の経営も立ち行かない状況になっている。

こうした中で政府は、農地を集積し、大規模化・効率化を図ろうとしているが、この低米価では、規模を拡大した集落営農や法人ほど赤字が拡大し、経営危機に陥りかねない。

平成 25 年度までは、米、麦、大豆などの主要農産物の生産を行った販売農業者に対して、生産に要する費用（全国平均）と販売価格（全国平均）との差額を基本に交付する農業者戸別所得補償制度がとられ、多くの稲作農家の再生産と農村を支えていた。

平成 26 年度からは経営所得安定対策に切りかわり、米については 10 アール当たり 7,500 円の交付金へと引き下げられ、稲作農家の離農が加速し、地域が一層疲弊している。しかも、この制度も平成 30 年産米から廃止されようとしている。

これでは、稲作経営が成り立たないばかりか、水田が持つ多面的機能も喪失し、地域経済をますます困難にしてしまうことは明らかである。

今こそ、欧米では当たり前となっている、経営を下支えする政策を確立することが必要である。そうした観点から、当面、生産費を償う農業者戸別所得補償制度を復活させて、国民の食糧と地域経済、環境と国土を守ることを求める。

以上の趣旨から、地方自治法第 99 条に基づき、政府に対し、下記事項についての意見書を提出することを請願する。

記

農業者戸別所得補償制度を復活させること。

2 提 出 者

福井県農民連 会長 玉村正夫

3 紹 介 議 員

佐藤正雄

4 受 理 年 月 日

平成28年11月21日